

令和7年度沖縄農業振興地域整備計画策定業務  
＜プロポーザル実施要領＞

令和7年8月

沖縄市 経済文化部 農林水産課

## 目 次

1	目的	P 1
2	業務概要	P 1
3	担当課	P 2
4	参加資格	P 2
5	参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出方法等	P 3
6	本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等	P 4
7	企画提案書の評価	P 5
8	参加者の失格	P 7
9	業務委託契約に関する事項	P 8
10	その他	P 8
11	添付資料	P 10
12	参考資料	P 10

## 1. 目的

この要領に定めるプロポーザルは、令和 7 年度沖縄農業振興地域整備計画策定業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、評価において、最も優れた企画提案書として特定した企画提案書の提出者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

令和 7 年度沖縄農業振興地域整備計画策定業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の目的

沖縄市は昭和 50 年 3 月に農業振興地域の指定を受け、昭和 51 年に最初の農業振興地域整備計画を策定し、そして、平成 3 年、19 年、24 年、29 年、令和 4 年に整備計画の見直しを行い現在に至っている。

本市では、農業者の高齢化、担い手不足が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、近年、都市化の進展などに伴い、農振白地地区における宅地化が著しく、スプロール的な市街化が急速に進行してきている。このことが地価の高騰や農地の資産的保有化傾向を一層強め、耕作放棄地の増加等、農用地の有効的な利用が妨げられ種々の問題が派生している。また、営農環境や地権者のライフスタイルも変化し、都市的土地利用への転換要望が多くなっている。

このため、本市の都市近郊農業地域としての特性を生かしつつ、自然的条件や経済的動向及び土地需要の動向等を考慮し、優良農地の確保や農業構造の改善を目指して、調和のとれた農業振興地域整備計画変更の策定が必要であり、今回、農業振興地域整備計画の見直しを図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙の概要仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日まで

### (5) 担当者の条件

以下の業務体制により本業務を遂行すること。

#### ① 統括責任者の配置

ア 本業務を統括する責任者（企画提案書提出者の組織に属する者）を配置すること。

イ 想定する人物像としては、本業務と同種又は類似の業務経験のある者で、かつ、プロジェクトリーダー的のポストに従事した経験のある者、又はそれに準じたノウハウ・資質を有する者でプロジェクトマネジメントに精通している者。

#### ② 主任担当者の配置

ア 本業務を専任する主任担当者（企画提案書提出者の組織に属する者）を配置すること。なお、担当者は複数配置することができる。

- イ 本市からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。
- ウ 業務の実施にあたっては、業務着手時、中間、とりまとめ段階など、必要に応じて打合せ・協議を実施し、本市と密に連携を図ること。
- エ 想定する人物像としては、本業務と同種又は類似の業務経験のある者、又は市場調査や分析業務等の経験のある者で、農業振興地域制度についてよく理解している者。

#### (6) 予算規模

委託上限額 12,276,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ※ 予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。
- ※ 本プロポーザル選定結果に基づき、市は受託候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、提案の上限額を超えない額において契約を締結するものとする。

#### (7) 契約方法

確定契約

#### (8) 支払方法

各年度業務完了後の支払いとする。

### 3. 担当課

沖縄市 経済文化部 農林水産課 計画土木係  
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号  
担当 仲元・新屋  
電話番号 098-929-3307  
ファックス番号 098-937-0342  
電子メール nourina55@city.okinawa.lg.jp

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は県内に本店、支店、営業所を有する者又は県内に本店を有する者を代表者とする共同企業体（JV）若しくはコンソーシアム（以下「共同企業体等」という。）で、かつ過去5年以内に本業務と同種の業務又は類似する業務の実績がある者で次に掲げる事項を満たす者でなければならない。なお、本業務と同種の業務又は類似する業務の定義については、以下のとおりとする。

#### 【本業務と同種の業務】

官公庁等が発注する「農業振興地域整備計画」の策定業務

#### 【本業務と類似する業務】

官公庁等が発注する各種基本計画等の策定業務

#### (1) 単体企業として参加する場合

次のア～オに掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準

用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法第 225 号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

ウ 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

エ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

## （2）共同企業体等として参加する場合

共同企業体等を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記の単体企業として参加する場合の要件を全て満たしていることを要件とする。

この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体等を組織し、共同企業体等の設置に関する協定書（別紙参考）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

なお、共同企業体等の代表者の業務分担割合は、全業務の過半以上の割合とすること。

## 5. 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出方法等

### （1）提出書類

ア 参加表明書等

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式－1：参加表明書	1 部
履歴事項全部証明書等	①法人の場合「登記簿謄本」 ②商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」 ③商号登記していない個人の場合「身分証明書」	1 部
滞納のない証明書	①法人の場合 「市町村税」「県民税」「法人税」 「消費税及び地方消費税」 ②個人の場合 「市町村税」「所得税」「消費税 および地方消費税」	各 1 部
財務諸表		1 部

※ 共同企業体等の場合は、参加企業全て。

※ ただし、「沖縄市物品単価表および登録業者名簿」又は「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は、「履歴事項全部証明書等」「滞納のない証明書」につ

いては提出を省略することができる。

#### イ 企画提案書等

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	様式－２：企画提案書表紙	１部
	様式－３：会社の概要	７部
	様式－４：会社の業務実績	※様式－７、様式－８ とは別留め
	様式－５：業務実施体制	
	様式－６－１：主任担当者の経歴等	
	様式－６－２：担当者の経歴等 (担当者を複数配置する場合)	
	様式－７：業務の実施方針等	７部
	様式－８：企画提案書	※様式－３～様式－６ とは別留め
	任意様式：参考見積書	１部
	参考資料（技術資格を証する資料、提出 企業パンフレット）	１部

#### (2) 提出方法

##### ア 提出期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 9 時 00 分から

令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時 00 分まで

持参による場合の受付時間は、沖縄市の休日を守る条例（平成 3 年 8 月 6 日  
条例第 24 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時 00 分から  
午後 5 時 00 分までとする。

##### イ 提出先

本要領 3 に掲げる担当課

##### ウ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも期間内必着とする。）

郵送の場合は、書留郵便など配達記録がわかる方法による。（提出書類に不  
備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮したうえで発送手  
続きを行うこと。）

##### エ 特記事項

追加資料等の提出等を求めることがある。

#### (3) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等は、A 4 版とし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。

#### 6. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

## (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

## (2) 質問及び回答の方法

### ア 様式

様式－9（質問書）

### イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

### ウ 提出方法

持参、送付、ファックス又は電子メール（いずれの方法でも期間内必着とする。）

### エ 受付期間

令和7年8月20日（水）午前9時00分から

令和7年9月4日（木）午後5時00分までとする

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

### オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、担当課が質問を受付した日から3日（休日を含まない。）

以内に参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにより行う。また、企画提案書の提出期限まで担当課において閲覧に供する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

## 7. 企画提案書の評価

### (1) 評価

一次評価と二次評価の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を受託候補者として決定する。

#### ① 一次評価（書類審査）

企画提案者が3者を超えた場合は、担当課の職員が、一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、合計点の上位3者（以下「二次評価対象者」という。）を選定し、評価委員会に諮ることとする。

評価委員会で審査された結果は、一次評価結果通知書により企画提案者全員に通知するものとする。

#### ② 二次評価（プレゼンテーション）

企画提案（様式－7及び様式－8）についてプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

二次評価対象者は、以下の要領でプレゼンテーションを行うこと。

##### ア 実施日時及び場所

一次評価結果通知書に併せて通知する。

イ 実施方法

- 1者ずつのプレゼンテーションとし、1者の持ち時間は、説明20分、質疑10分の計30分以内とする。
- 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、本市から提出を求められた資料等については、この限りでない。
- プレゼンテーションの説明者は主任担当者とし、補助者を含めて4名までとする。
- 最終評価実施日において欠席をした場合は、受託候補者から除外する。

(2) 結果の通知

受託候補者に対し、「評価結果通知書」によりその旨を通知するものとする。

受託候補者として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「評価結果通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

(3) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

ア 一次評価

評価項目		
基本事項評価（企業）	企業信頼度	・経営規模の妥当性、業務遂行力等
	業務実績	・本業務を遂行するために必要な知識・経験（同種・類似業務実績等）
	実施体制等	・適切に業務を提供できる実施体制の的確性等
	地理的条件	・市内に主たる事業所を有しているか
基本事項評価（担当）	業務実績	・主任担当者の経験年数、実績等
	地域精通度	・本市業務の受託実績

イ 二次評価

評価項目		
実施方針等	業務の目的・内容の理解度	・農業振興地域整備計画に関する十分な法的知識を持ち、業務の目的を理解し、提案内容は業務の目的に合致しているか
	課題等の対応方針	・農業振興地域整備計画の策定において想定される課題等に対し、有効だと考えられる提案が示されているか
	実施工程・フロー	・農業振興地域整備計画の策定手順を理解し、適切なスケジュール管理が示されているか
提案内容	関係者との調整	・農業振興地域整備計画における関係者の役割

		<p>等を理解し、計画策定に向けた関係者との意見調整能力を有しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整方法は効率的かつ効果的か</li> </ul>
	土地一筆台帳の作成、土地利用現況調査の実施、地権者の意向調査の実施、地域説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記業務の目的を達成するための有効な提案が示されているか</li> <li>左記業務の目的に適した調査方法か</li> <li>特筆する知識、技術、ノウハウ等を有しているか</li> <li>効果的な地域説明会を開催することが可能か</li> </ul>
	農業振興地域整備計画の基礎調査資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務において調査、収集した情報を整理、分析し、本市の農業振興の現況、見通し、方向性を提案することが可能か</li> <li>基礎調査資料の作成において有効な提案が示されているか</li> </ul>
	農用地利用計画案の作成、線引き作業、土地利用計画案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地一筆毎の農用地区域の設定の考え方、方針等の提案が示されているか</li> <li>農用地利用計画案・土地利用計画案の作成において有効な提案が示されているか</li> </ul>
	農業振興地域整備計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域整備計画書に記載が必要な事項について、記載にあたっての考え方、方針等の提案が示されているか</li> <li>計画書の記載事項を十分に理解し、農業振興地域整備計画書の策定において有効な提案が示されているか</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、本業務の実施にあたって有効と思われる独自の提案がなされているか</li> </ul>

## 8. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領4に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- エ その他本要領の定めに反した場合
- オ 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

## 9. 業務委託契約に関する事項

### (1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、次のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

ア 受託候補者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。

イ 受託候補者が、本市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

ウ 受託候補者が、特定後に本要領 8 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

エ 受託候補者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。

オ 受託候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

### (2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、市、受託候補者協議の上定めるものとする。

イ 本業務委託の仕様調整にあたり、受託候補者に対し業務の具体的な手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

エ 企画提案書に記載した主任担当者は、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### (3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

### (4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領 8 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

## 10. その他

### (1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書受付期間	令和 7 年 8 月 20 日～9 月 9 日
質問受付	令和 7 年 8 月 20 日～9 月 4 日
企画提案書の受付期間	令和 7 年 8 月 20 日～9 月 9 日
一次審査	令和 7 年 9 月 10 日 ※予定
一次審査結果の通知	令和 7 年 9 月 11 日 ※予定
プレゼンテーション	令和 7 年 9 月 17 日 ※予定

審査結果の通知	令和7年9月中旬 ※予定
契約締結	令和7年9月下旬 ※予定

**(2) 本件に係る費用負担**

企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

**(3) 書類提出に当たっての留意事項**

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

**(4) 使用言語及び通貨**

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

**(5) 無効となる参加表明書又は企画提案書**

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

カ 虚偽の内容が記載されているもの

**(6) 措置事項**

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

**(7) 企画提案書等の取扱い**

ア 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存を行う。

ウ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等およびテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

## (8) 追加資料

配置予定の担当者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加の提出資料を求めることがある。

### 1 1. 添付資料

#### (1) 提出書類の様式 別添①

### 1 2. 参考資料

ア 沖縄農業振興地域整備計画書、付図 1 号（令和 4 年 10 月）

イ 沖縄農業振興地域整備計画書、付図 1 号（平成 29 年 4 月）

ウ 沖縄農業振興地域整備計画書、付図 1 号（平成 24 年 3 月）

（ア～ウは、農林水産課窓口にて配布）

エ 地域計画（令和 7 年 3 月）

（本市ホームページにて公表）